

商業動態統計調査について

平成28年7月29日
経 済 産 業 省

＜商業動態統計における属性的範囲＞

(1)卸売業

日本標準産業分類		従業者		
中分類	小分類	200人以上	100人以上199人以下	99人以下
50 各種商品卸売業	501 各種商品卸売業	甲調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	
	511 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)			
51 繊維・衣服等卸売業	512 衣服卸売業			
	513 身の回り品卸売業			
52 飲食料品卸売業	521 農畜産物・水産物卸売業			
	522 食料・飲料卸売業			
53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	531 建築材料卸売業			
	532 化学製品卸売業			
	533 石油・鉱物卸売業			
	534 鉄鋼製品卸売業			
	535 非鉄金属卸売業			
	536 再生資源卸売業			
54 機械器具卸売業	541 産業機械器具卸売業			
	542 自動車卸売業			
	543 電気機械器具卸売業			
	549 その他の機械器具卸売業			
55 その他の卸売業	551 家具・建具・じゅう器等卸売業			
	552 医薬品・化粧品等卸売業			
	553 紙・紙製品卸売業			
	559 他に分類されない卸売業 (5598 代理商、仲立業を除く)			

(注)管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

(2)小売業

日本標準産業分類			従業者			
中分類	小分類		50人以上	20人以上49人以下	19人以下	
	細分類	その他の条件	経済産業大臣が 指定する条件 (※)			
56 各種商品小売業	561 百貨店、総合スーパー		丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】		
	569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)					
57 織物・衣服・身の回り品小売業			丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】	
58 飲食料品小売業	581 各種食料品小売業					
	582 野菜・果実小売業					
	583 食肉小売業					
	584 鮮魚小売業					
	585 酒小売業					
	586 菓子・パン小売業					
	589 その他の飲食料品小売業					
	5891 コンビニエンスストア(飲食料品を中心とするものに限る)					
	コンビニエンスストアを500店舗以上有する企業	丁1調査(指定企業) 【全数】				
59 機械器具小売業	591 自動車小売業		丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】	
	5914 二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)					
	592 自転車小売業					
	593 機械器具小売業(自動車、自転車を除く)					
	5931 電気機械器具小売業(中古品を除く)					
	5932 電気事務機械器具小売業(中古品を除く)					
	売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業	丁2調査(指定企業) 【全数】				
60 その他の小売業	601 家具・建具・畳小売業		丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】	
	602 じゅう器小売業					
	603 医薬品・化粧品小売業					
	6031 ドラッグストア					
		ドラッグストアを50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業	丁3調査(指定企業) 【全数】			
	604 農耕用品小売業		丙調査 (指定事業所) 【全数】	乙調査 (指定事業所) 【標本】	乙調査 (指定調査区) 【標本】	
	605 燃料小売業					
	606 書籍・文房具小売業					
	607 スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業					
	608 写真機・時計・眼鏡小売業					
	609 他に分類されない小売業					
	6091 ホームセンター					
	ホームセンターを10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業	丁4調査(指定企業) 【全数】				
61 無店舗小売業			乙調査(指定事業所) 【標本】			

(注)管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。

(※)丙調査における「経済産業大臣が指定する条件」:

・日本標準産業分類に掲げる「小分類561―百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所であって、かつ、次に掲げる売場面積の事業所(「百貨店」という。)

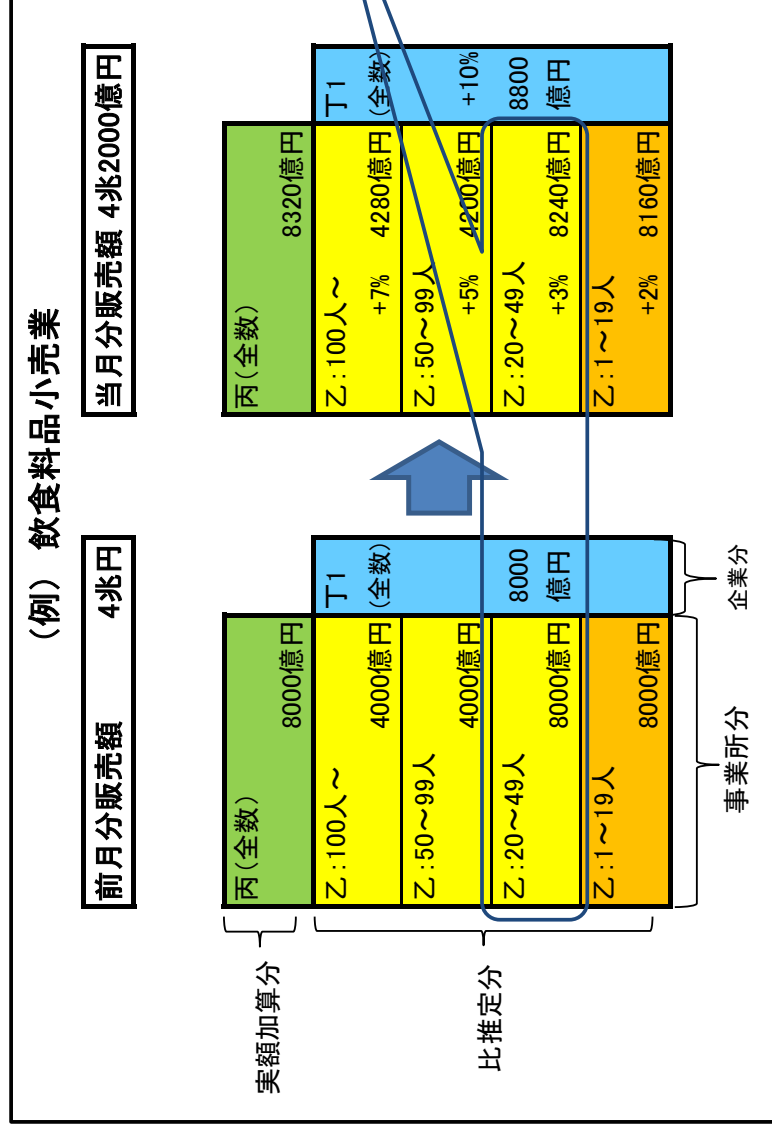
① 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上

② 前記①以外の地域については1,500㎡以上

・売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所であって、かつ、売場面積が1,500㎡以上の事業所(「スーパー」という。)

<比推定のイメージ>

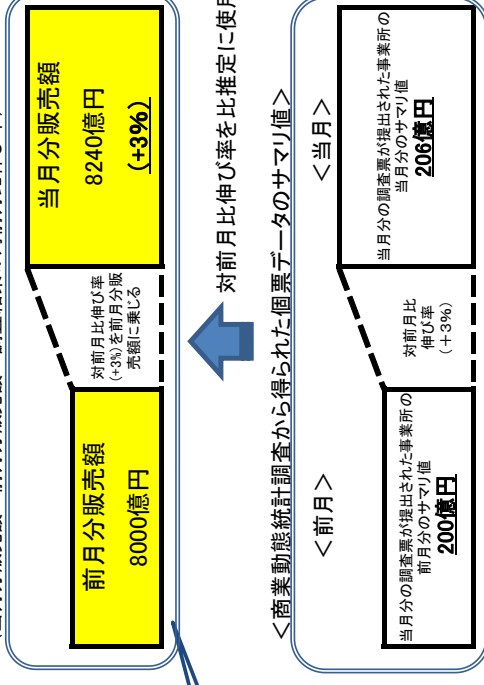
◎業種別・従業者規模別(＝セル)の販売額を伸び率推計した結果の積み上げ



(例) 乙:20～49人規模の比推定方法

<比推定>

対前月比伸び率を前月の販売額に乗じて当月の販売額を推定
(当月分販売額＝前月分販売額×調査結果の対前月比伸び率)



○サンプル交代時における具体的な処理及びサンプル交代時に断層が生じない理由は以下のとおり。

①サンプル交代時の具体的な処理

・比推定とは、標本の販売額を業種別・規模別(セル別)に合計し、サンプルの対前月比を求め、前月の販売総額に乗ずる方法である。通常月においては、当月と前月のマッチ分個票の伸び率を比推定の対前月比として採用しているが、サンプル交代時には対象の入れ替えにより、マッチ分個票の対前月比を得ることができない。よって、サンプル交代時には、「開始月調査票」(P4参照)により当月と前月の2ヶ月分の販売額を調査し、同一サンプルによるマッチ分個票の対前月比を得ている。

②サンプル交代時に断層が生じていないこと

・前記①のとおり、同一サンプルにおける当月と前月の販売額を調査し、前月比を得ているため、サンプル交代による断層が生じない形となっている。また、サンプル交代を、同一セル(業種別・規模別)内にある標本(より近い特性を持つ標本)同士で行うことにより、販売額水準の断層発生をできるだけ排除している。

基幹統計

調査票番号	0002
提出先	都道府県知事
提出日	翌月10日
部数	2部

(一) 一般事業所用

この調査票は、貴事業所の調査が開始された月のみ使用するものです。

平成年月分

都道府県 番 号	事業所・企業 番号	

1. 事業所名及び事業所在地		電 話 市外局番 () 局 番					
2-1. 商 品 販 売 額	調査月の商品販売額の合計を記入してください。 「※」記号は付けなくてください。(単位:万円。消費税額を含む。) 〇101	番号	月 間 商 品 販 売 額				
			A				
		千億	百億	十億	億	千万	百万
2-2. 前月の月間商品販売額	この欄は前月の商品販売額の合計を記入してください。 「※」記号は付けなくてください。(単位:万円。消費税額を含む。) 〇121						
3. 月 末 従 業 者 数	0201		人				
備 考							
この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の職名及び氏名		平成 年 月 日 報告者の氏名					

★記入に当たっては、裏面の記入注意を必ず参照してください。

経済産業省(サービス動態統計室)

商業動態統計調査に係る水準修正について

統計調査名		2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
(H12)		(H12)	(H13)	(H14)	(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)
商業統計調査	調査					☆			★					☆		★		☆
	年間販売額期間(月)			6/1		6/1			6/1					2/1		7/1		6/1
商業動態統計調査																		
(水準修正)	水準修正期間	平成11年4月～14年3月(36ヶ月)	平成14年4月～16年3月(36ヶ月)	平成16年4月～19年3月(36ヶ月)	平成14年4月～16年3月(24ヶ月)	平成16年4月～19年3月(36ヶ月)												
	速報・確認		確認	確認	確認	確認			確認									
	公表時期																	
	修正単位																	

★：通常調査、☆：簡易調査 H24・H28は経済センサス-活動調査、H26は経済センサス-基礎調査との同時調査

- 水準修正の方法(例：2007(H19)年センサス)
平成19年商業センサスによる水準修正を例にとった場合で示すと、まず、平成16年4月から平成19年3月分までの36ヶ月分のセル別の修正係数 α を求める。次に、この修正係数 α によって修正された商業センサス調査期間中の修正販売額が、商業センサスのセル別販売額に一致するように α を修正する。各月の修正値は、 α の累乗根を乗ずることにより算出する。計算式は、下記のとおりである。
なお、平成24年経済センサス-活動調査の結果を用いた水準修正は、公表数値の遡及訂正が与える利用者側への影響を考慮して、中止することとし、当面、平成19年商業統計を基準とした販売額をベースとする推定販売額の公表を継続することとした。

◆水準修正(計算式)

$$Y_{ij} = \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t = \alpha_{ij} \cdot \sum_{t=25}^{36} \hat{X}_{ij}^t \quad \hat{X}_{ij}^t = \left(\sqrt[36]{\alpha_{ij}} \right)^t \cdot \hat{X}_{ij}^t \quad (1 \leq t \leq 36)$$

ただし、 α_{ij} は、 $\sum_{t=25}^{36} \left(\sqrt[36]{\alpha_{ij}} \right)^t \cdot \hat{X}_{ij}^t = Y_{ij}$ を満たす値であるため、繰り返し計算を行って修正する。

Y_{ij} = 平成19年商業統計調査の*i*業種*j*従業者規模年間販売額

$\hat{X}_{ij}$ = 水準修正済商業動態統計調査の*i*業種*j*従業者規模(平成19年商業統計調査期間)販売額合計

$\hat{X}_{ij}^t$ = 水準修正済*i*業種*j*従業者規模月間販売額の*t*時点における値

$\hat{X}_{ij}^{t'}$ = 水準修正前*i*業種*j*従業者規模月間販売額の*t*時点における値

なお、時点「*t*」は、平成16年4月分を*t*=1とし、平成19年3月分を*t*=36とした時系列に対応する月別一連番号である。